

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年12月14日

【計算期間】 第23期（自 平成29年 9 月21日 至 平成30年 9 月20日）

【ファンド名】 ブラックロック米国小型成長株式オープン A コース（為替ヘッジなし）
ブラックロック米国小型成長株式オープン B コース（為替ヘッジあり）

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井澤 吉幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

【事務連絡者氏名】 猪浦 純子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

【電話番号】 03-6703-7940

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注） 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）、ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）（以下、両ファンドを総称して「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）」を「Aコース（為替ヘッジなし）」または「Aコース」、「ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）」を「Bコース（為替ヘッジあり）」または「Bコース」という場合があります。）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	< Aコース > なし < Bコース > あり （フルヘッジ）

< 各分類および区分の定義 >

・ 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

・ 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額は「Aコース」、「Bコース」合わせて1,000億円とします。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

<当ファンドおよび米国小型成長株式マザーファンドの特色>

a．当ファンドは、米国小型成長株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を通じて、米国の小型株を主要投資対象として積極的な運用を行ないます。

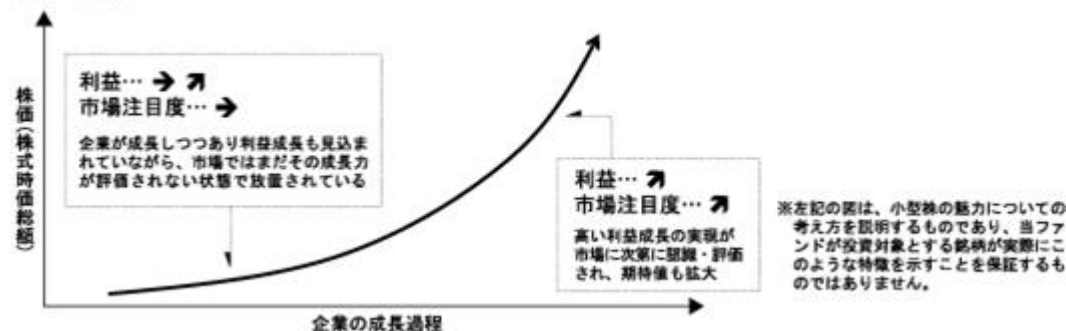
主に米国の小型株の中から、中長期的に高成長が見込まれる銘柄に投資します。

小型株の魅力

小型株式市場には、将来の収益性や成長性が期待される企業が多く存在します。

・小型株式市場は、大型株式市場に比べ、アナリストのカバレッジが少ないこと等から非効率的な部分が多く、リスクとの見合いの本来の成長性を見抜かれていない銘柄が多数存在すると考えます。

<イメージ図>



b．当ファンドはスイッチング可能なAコース、Bコースの2本のファンドで構成され、「ファミリーファンド方式」*により運用を行ないます。

* ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「Aコース」、「Bコース」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。スイッチングの取扱いについては、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

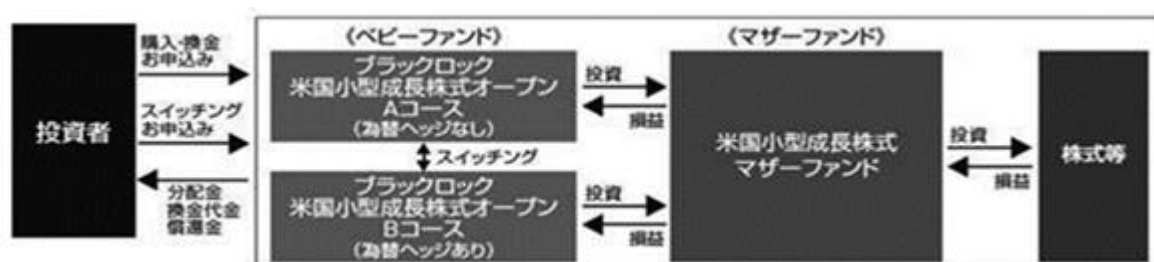
Aコース（為替ヘッジなし）

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

実質外貨建資産については原則として為替ヘッジを行ないません。したがって日本・円と米国・ドルとの間の為替変動により、基準価額が変動します。

Bコース（為替ヘッジあり）

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。実質外貨建資産に対し為替ヘッジを行なうことで日本・円と米国・ドルとの間の為替変動リスクが低減されますが、米国の金利が日本の金利に比べ高い場合には、その金利差相当分のヘッジコストがかかります。



c．Aコース、Bコースおよびマザーファンドは、外国株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限をブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク（所在地：米国デラウェア州）に委託します。

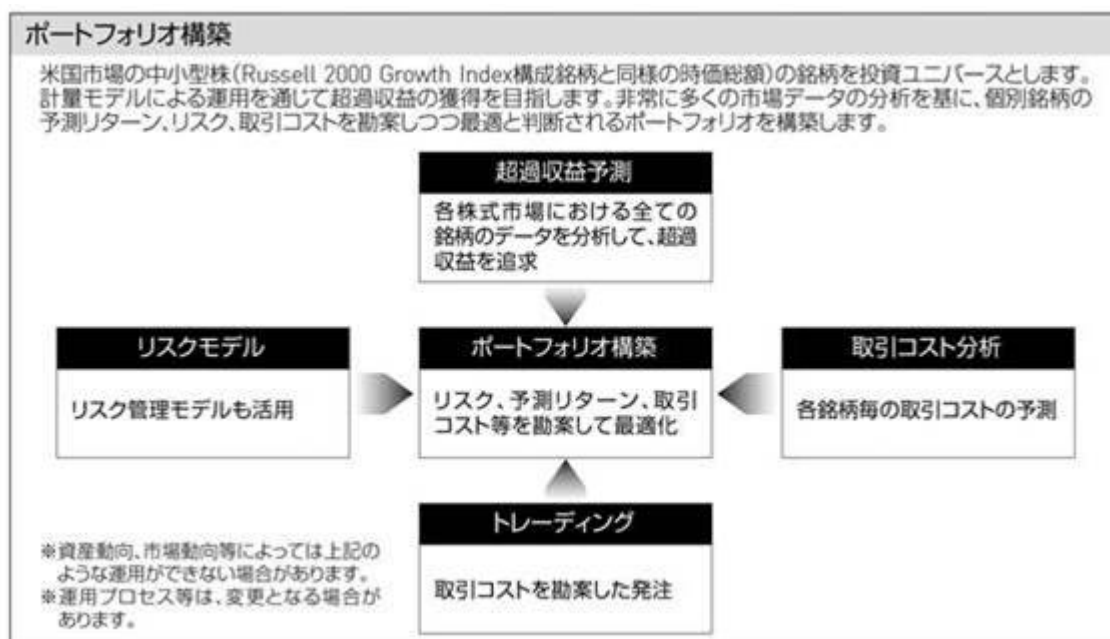
d．Aコースおよびマザーファンドでは、Russell 2000 Growth Index（円換算ベース）をベンチマーク^{*}とします。またBコースでは、Russell 2000 Growth Index（現地通貨ベース）を参考指標とします。

^{*} ベンチマークとは、ファンドの運用を行なうに当たって、運用成果を評価する際に用いる基準指標です。

Russell 2000[®] Index、およびRussell[®]は、フランク・ラッセル・カンパニーの登録商標です。

「ラッセル米国株式インデックス」は、米国株式市場全体の時価総額上位3,000銘柄（市場全体の約98%を代表）で構成されるインデックスシリーズです。「Russell 2000[®] Growthインデックス」は、この「ラッセル米国株式インデックス」の一つで、時価総額上位1,000銘柄を除く下位2,000銘柄のうち、PBR（株価純資産倍率）が高く、成長が相対的に高いと予測される銘柄で構成されています。Russell 2000 Growth Index（円換算ベース）は、Russell 2000 Growth Indexに為替を乗じたものです。

e．運用プロセス

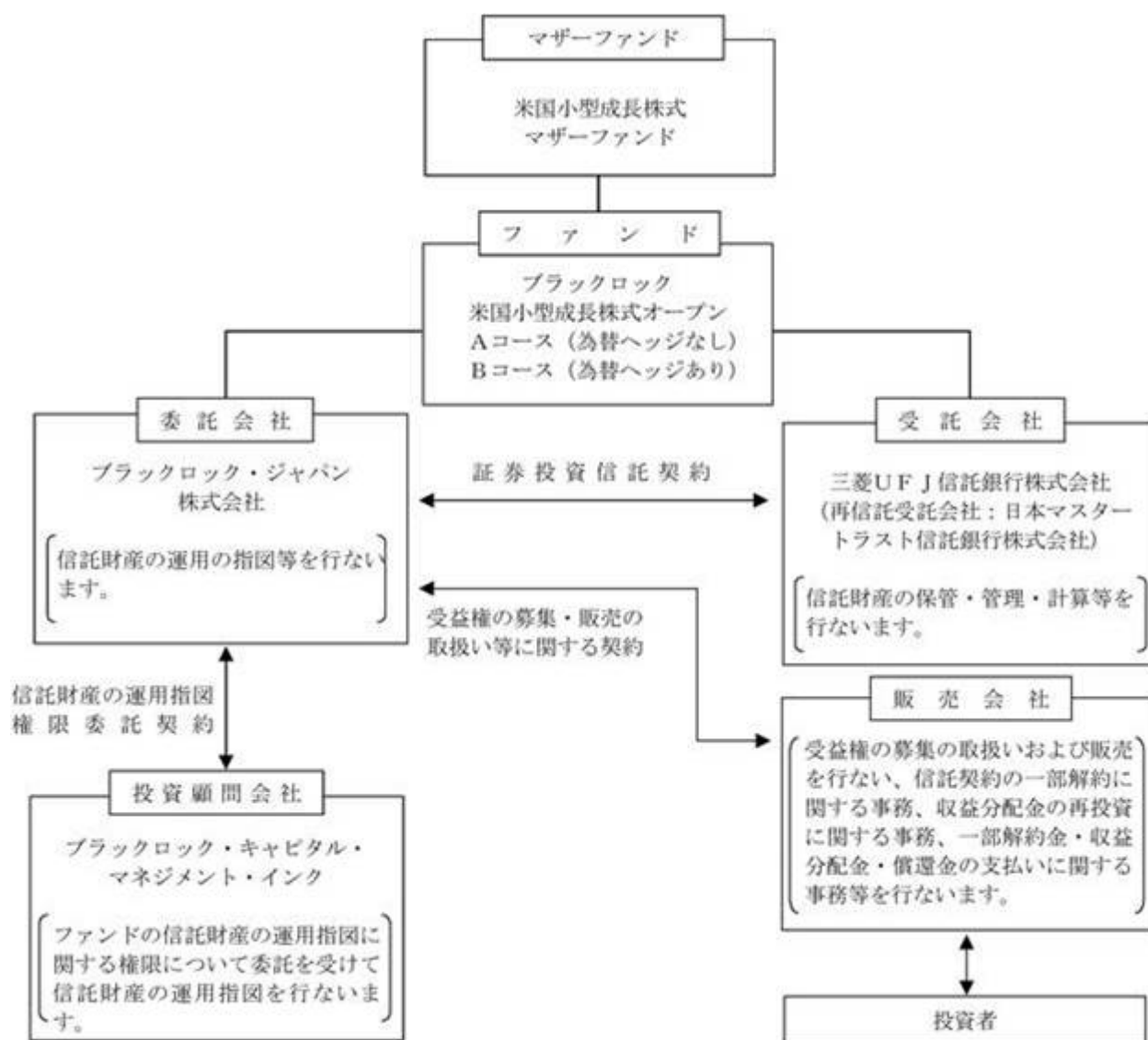


(2)【ファンドの沿革】

1995年9月29日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2003年12月20日	信託期間10年延長、ファンド名変更 (旧名称：マーキュリー・米国店頭成長株式・オープン Aコース / Bコース)
2006年10月1日	ファンド名変更(旧名称：メルリリンチ米国店頭成長株式オープン Aコース / Bコース)
2007年1月4日	投資信託振替制度への移行
2009年12月2日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継
2014年12月23日	信託期間10年延長
2017年6月17日	マザーファンド名称を「ブラックロック米国小型成長株式マザーファンド」から「米国小型成長株式マザーファンド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

2018年9月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a．資本金 3,120百万円

b．沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c．大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として米国小型成長株式マザーファンド受益証券への投資を通じて米国の小型株を主要投資対象として積極的な運用を行ないます。

Aコースは、Russell 2000 Growth Index（円換算ベース）をベンチマークとします。為替ヘッジを行なうBコースは、ヘッジコストを反映した指数が算出されていないため、ベンチマークを設定せず、Russell 2000 Growth Index（現地通貨ベース）を参考指標とします。

Aコースでは、実質外貨建資産については原則として為替ヘッジを行ないません。また、Bコースでは、実質外貨建資産については為替ヘッジを行なうことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク（BlackRock Capital Management Inc.）に外国株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行ない又は行なうことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<参考> マザーファンドの運用の基本方針

親投資信託 米国小型成長株式マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の小型株を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国の小型株を主要投資対象とし、Russell 2000 Growth Index（円換算ベース）をベンチマークとして運用を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク(BlackRock Capital Management Inc.)に外国株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
- c．金銭債権
- d．約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として米国小型成長株式マザーファンド受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証書
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a．の証券または証書、l．ならびにq．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券およびl．ならびにq．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m．の証券およびn．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

このファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができるものとします。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

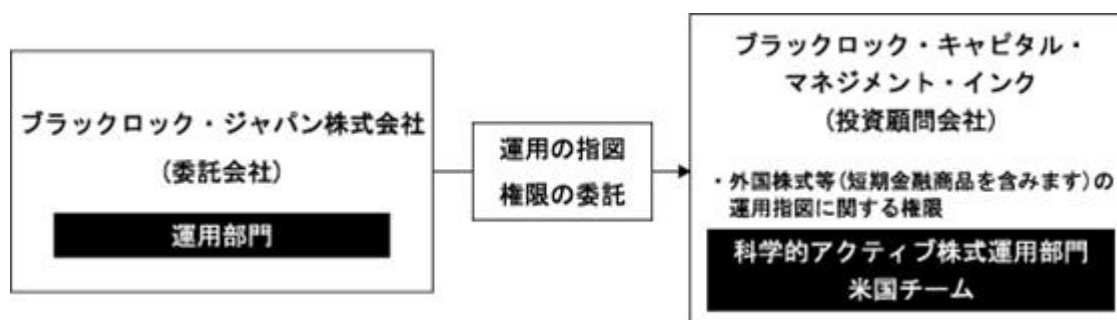
(3)【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行なわれているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

当ファンドは外国株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限をブラックロック・キャピタル・マネジメント・インクに委託します。

当ファンドはブラックロック・キャピタル・マネジメント・インクの科学的アクティブ株式運用部門 米国チーム（4名程度）が運用を担当します。



運用体制等は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約6.44兆ドル^{*}（約732兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行なっております。

^{*} 2018年9月末現在。（円換算レートは1ドル＝113.585円を使用）

(4)【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時（9月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含みます。）等の全額とすることができます。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

分配金額は10円以上10円単位とします。なお、分配可能額が10円未満の場合は分配を行わず、次期以降に繰越します。

基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

収益の分配

a．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該信託報酬に係る消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、自動けいぞく投資契約^{*}に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

^{*} 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(5)【投資制限】

各ファンドの約款で定める投資制限

a．投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b．投資する株式への投資比率の制限

株式への実質投資割合^{*}には制限を設けません。

^{*} 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。

c．同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d．投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

e．同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

f．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

g．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h．投資する投資信託証券への投資制限

投資信託証券（親投資信託は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

i．信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- イ．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - ロ．株式分割により取得する株券
 - ハ．有償増資により取得する株券
 - ニ．売り出しにより取得する株券
 - ホ．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - ヘ．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

j．先物取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
- イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付およびプット・オプションの買付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付およびプット・オプションの買付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付およびブット・オプション買付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付およびブット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k．スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

l．有価証券の貸付けの指図

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(b) (a)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

m．外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

n．資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

o．デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

p．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa．の数がb．の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a．委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．米国株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、米国に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、米国の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．中小型株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、株式市場全体の平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式を中心に投資します。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

c．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドの基準価額は円建てで表示されます。一方、当ファンドおよびマザーファンドは外貨建資産に投資します。

「Aコース（為替ヘッジなし）」は、原則として外貨建資産に対して円に対する為替ヘッジは行ないません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「Bコース（為替ヘッジあり）」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行ないますが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジコストがかかります。

d．デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与えることがあります。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります（スイッチングを含みます。）。

b．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により残存口数が自動けいぞく約款に規定する各信託の受益権の口数を合計した口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

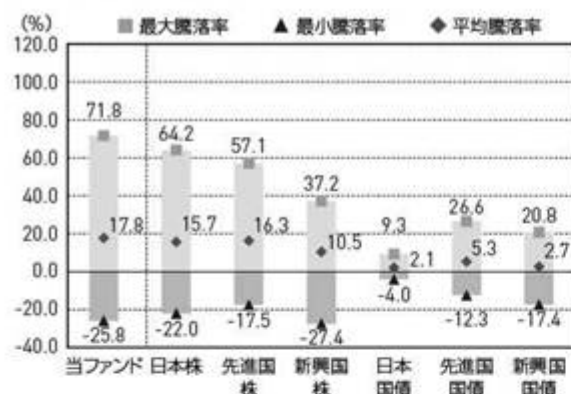
リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2013年10月～2018年9月)

Aコース(為替ヘッジなし)

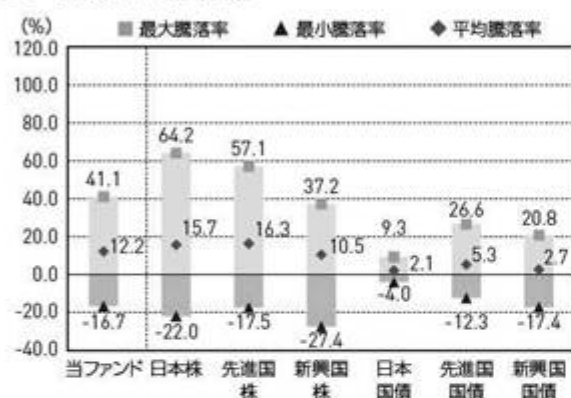


当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2013年10月～2018年9月)



Bコース(為替ヘッジあり)



※上記グラフは、2013年10月～2018年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記グラフは、2013年10月～2018年9月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(配当込み)

先進国株……MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国国債……J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レティバース・ファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レティバース・ファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.78%（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

スイッチングにより購入する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6524%（税抜1.53%）の率を乗じて得た金額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.7884% (税抜0.73%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.756% (税抜0.70%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.108% (税抜0.10%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の支払

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行なった場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用^{*}はその都度、信託財産中より支弁します。
^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつ当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- d．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

換金時および償還時の課税について

- a．個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b．法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

a．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含む）、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

上記は2018年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2018年9月末現在のものです。

「ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）」

(1)【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		3,791,641,786	100.03
	内 日本	3,791,641,786	100.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,249,739	0.03
純資産総額		3,790,392,047	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国 / 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	米国小型成長株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	322,202,074	11.6530	3,754,635,734	11.7679	3,791,641,786	100.03

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.03

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2018年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近10計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期(2009年9月24日)	893,390,231	(同左)	0.7468	(同左)
第15期(2010年9月21日)	785,052,492	(同左)	0.7524	(同左)
第16期(2011年9月20日)	1,466,934,858	(同左)	0.7241	(同左)
第17期(2012年9月20日)	1,323,548,307	(同左)	0.9098	(同左)
第18期(2013年9月20日)	6,336,814,284	(同左)	1.4029	(同左)
第19期(2014年9月22日)	2,907,050,784	(同左)	1.6904	(同左)
第20期(2015年9月24日)	1,621,102,184	(同左)	1.9589	(同左)
第21期(2016年9月20日)	1,211,838,187	(同左)	1.6904	(同左)
第22期(2017年9月20日)	2,464,320,085	(同左)	2.1579	(同左)
第23期(2018年9月20日)	3,357,862,395	(同左)	2.7458	(同左)
2017年9月末現在	2,575,876,254	—	2.2448	—
2017年10月末現在	2,549,527,283	—	2.2751	—
2017年11月末現在	2,344,288,798	—	2.2997	—
2017年12月末現在	2,419,383,405	—	2.3263	—
2018年1月末現在	2,246,740,308	—	2.3370	—
2018年2月末現在	2,194,890,374	—	2.2523	—
2018年3月末現在	2,128,899,767	—	2.2236	—
2018年4月末現在	2,170,531,590	—	2.3172	—
2018年5月末現在	2,099,206,242	—	2.4717	—
2018年6月末現在	2,234,548,433	—	2.5258	—
2018年7月末現在	2,707,313,982	—	2.5489	—
2018年8月末現在	3,016,980,755	—	2.7478	—
2018年9月末現在	3,790,392,047	—	2.7747	—

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第14期	—
第15期	—
第16期	—
第17期	—
第18期	—
第19期	—
第20期	—
第21期	—
第22期	—
第23期	—

【収益率の推移】

	収益率(%)
第14期	28.9
第15期	0.7
第16期	3.8
第17期	25.6
第18期	54.2
第19期	20.5
第20期	15.9
第21期	13.7
第22期	27.7
第23期	27.2

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第14期	141,539,061	339,693,754	1,196,281,794
第15期	46,935,368	199,814,873	1,043,402,289
第16期	1,865,010,236	882,517,392	2,025,895,133
第17期	1,582,516,687	2,153,684,059	1,454,727,761
第18期	5,818,736,321	2,756,474,221	4,516,989,861
第19期	1,375,526,057	4,172,799,308	1,719,716,610
第20期	126,004,776	1,018,148,402	827,572,984
第21期	68,656,824	179,338,479	716,891,329
第22期	720,751,865	295,650,155	1,141,993,039
第23期	736,368,952	655,434,248	1,222,927,743

「ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		527,866,959	101.97
	内 日本	527,866,959	101.97
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		10,196,429	1.97
純資産総額		517,670,530	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国 / 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	米国小型成長株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	44,856,513	11.6425	522,242,297	11.7679	527,866,959	101.97

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	101.97

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

2018年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近10計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期(2009年9月24日)	172,155,899	(同左)	0.7417	(同左)
第15期(2010年9月21日)	150,836,926	(同左)	0.8010	(同左)
第16期(2011年9月20日)	434,557,374	(同左)	0.8657	(同左)
第17期(2012年9月20日)	358,816,177	(同左)	1.0616	(同左)
第18期(2013年9月20日)	294,070,605	(同左)	1.2937	(同左)
第19期(2014年9月22日)	305,683,027	(同左)	1.4256	(同左)
第20期(2015年9月24日)	199,011,830	(同左)	1.4953	(同左)
第21期(2016年9月20日)	203,061,612	(同左)	1.5065	(同左)
第22期(2017年9月20日)	439,724,898	(同左)	1.7453	(同左)
第23期(2018年9月20日)	526,631,915	(同左)	2.1717	(同左)
2017年9月末現在	434,363,946	—	1.7988	—
2017年10月末現在	420,398,938	—	1.8136	—
2017年11月末現在	406,858,026	—	1.8484	—
2017年12月末現在	409,026,029	—	1.8499	—
2018年1月末現在	414,496,236	—	1.9252	—
2018年2月末現在	406,636,804	—	1.8806	—
2018年3月末現在	383,305,951	—	1.8734	—
2018年4月末現在	384,326,192	—	1.8943	—
2018年5月末現在	399,963,955	—	2.0302	—
2018年6月末現在	445,120,934	—	2.0375	—
2018年7月末現在	443,194,230	—	2.0463	—
2018年8月末現在	507,836,634	—	2.2016	—
2018年9月末現在	517,670,530	—	2.1703	—

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第14期	—
第15期	—
第16期	—
第17期	—
第18期	—
第19期	—
第20期	—
第21期	—
第22期	—
第23期	—

収益率の推移

	収益率(%)
第14期	16.2
第15期	8.0
第16期	8.1
第17期	22.6
第18期	21.9
第19期	10.2
第20期	4.9
第21期	0.7
第22期	15.9
第23期	24.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第14期	1,132,351	23,402,833	232,120,570
第15期	11,346,786	55,162,095	188,305,261
第16期	950,864,786	637,179,267	501,990,780
第17期	297,966,851	461,957,720	337,999,911
第18期	583,727,356	694,425,123	227,302,144
第19期	403,470,066	416,351,056	214,421,154
第20期	12,850,321	94,177,906	133,093,569
第21期	31,499,960	29,806,886	134,786,643
第22期	174,374,975	57,220,032	251,941,586
第23期	103,690,887	113,135,479	242,496,994

(参考情報)

「米国小型成長株式マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式		4,033,051,721	93.37
	内 アメリカ	3,970,759,928	91.93
	内 バミューダ	17,809,365	0.41
	内 アイルランド	10,781,857	0.25
	内 オランダ	8,981,033	0.21
	内 ジャージイー	8,503,144	0.20
	内 カナダ	5,738,220	0.13
	内 ケイマン諸島	3,756,905	0.09
	内 パハマ	2,535,127	0.06
	内 イギリス領バージン諸島	2,108,951	0.05
	内 ルクセンブルグ	1,480,765	0.03
	内 イギリス	596,426	0.01
投資証券		92,705,852	2.15
	内 アメリカ	92,705,852	2.15
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		193,755,809	4.49
純資産総額		4,319,513,382	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国／地域	種類	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	INSPERITY INC	アメリカ	株式	商業・専門サービス	5,093	13,202.69	67,241,345	13,117.33	66,806,587	1.55
2	FIVE BELOW	アメリカ	株式	小売	4,072	14,370.02	58,514,739	14,611.91	59,499,722	1.38
3	UNIVERSAL FOREST PRODUCTS	アメリカ	株式	資本財	14,801	4,085.81	60,474,204	4,001.07	59,219,853	1.37
4	EASTGROUP PROPERTIES INC	アメリカ	投資 証券	-	5,537	10,817.51	59,896,590	10,577.90	58,569,886	1.36
5	COMFORT SYSTEMS USA INC	アメリカ	株式	資本財	8,343	6,182.50	51,580,655	6,280.42	52,397,552	1.21
6	GREEN DOT CORP-CLASS A	アメリカ	株式	各種金融	5,205	9,852.97	51,284,759	9,969.17	51,889,553	1.20
7	MASIMO CORPORATION	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・サービス	3,133	13,741.96	43,053,592	13,997.50	43,854,175	1.02
8	ZENDESK INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	5,320	7,635.31	40,619,855	8,041.89	42,782,863	0.99
9	KFORCE INC	アメリカ	株式	商業・専門サービス	9,696	4,236.92	41,081,182	4,270.23	41,404,169	0.96
10	TRISTATE CAPITAL HLDGS INC	アメリカ	株式	銀行	13,072	3,198.29	41,808,120	3,094.78	40,454,996	0.94
11	TEXAS RAODHOUSE IN CLASS A	アメリカ	株式	消費者サービス	4,947	8,139.56	40,266,412	7,860.17	38,884,308	0.90
12	PROTO LABS INC	アメリカ	株式	資本財	1,987	18,177.31	36,118,324	18,097.37	35,959,493	0.83
13	AMERICAN EAGLE OUTFITTERS	アメリカ	株式	小売	12,655	2,698.42	34,148,545	2,802.90	35,470,795	0.82
14	TREX COMPANY INC	アメリカ	株式	資本財	3,888	9,132.84	35,508,504	8,965.21	34,856,759	0.81
15	GENERAC HOLDINGS INC	アメリカ	株式	資本財	5,341	6,509.83	34,769,014	6,393.99	34,150,305	0.79
16	WORLD WRESTLING ENTMT INC	アメリカ	株式	メディア・娯楽	3,063	10,061.06	30,817,044	10,911.80	33,422,860	0.77
17	NEW RELIC INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	3,028	11,219.58	33,972,889	10,883.41	32,954,974	0.76
18	CHEMED CORP	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・サービス	908	34,687.68	31,496,418	36,249.27	32,914,339	0.76
19	CONMED CORP	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・サービス	3,427	9,020.93	30,914,755	9,035.62	30,965,101	0.72
20	OMNICELL INC	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・サービス	3,788	7,843.60	29,711,571	8,165.68	30,931,607	0.72
21	YELP INC	アメリカ	株式	メディア・娯楽	5,396	5,538.80	29,887,412	5,667.14	30,579,903	0.71
22	SPS COMMERCE INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	2,720	10,927.37	29,722,467	11,177.55	30,402,961	0.70
23	HEALTHY EQUITY INC	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・サービス	2,828	10,512.60	29,729,651	10,607.43	29,997,834	0.69
24	INTEGER HOLDINGS CORP	アメリカ	株式	ヘルスケア機器・サービス	3,140	9,290.57	29,172,420	9,426.30	29,598,613	0.69
25	PAYLOCITY HOLDING CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	3,199	8,996.85	28,780,930	9,034.49	28,901,344	0.67
26	RINGCENTRAL INC-CLASS A	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	2,686	10,283.76	27,622,188	10,681.25	28,689,860	0.66
27	VECTOR GROUP LTD	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	18,316	1,608.24	29,456,528	1,560.45	28,581,235	0.66
28	WORKIVA INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	6,354	4,004.11	25,442,120	4,486.01	28,504,139	0.66
29	ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	アメリカ	株式	小売	3,554	8,160.16	29,001,219	7,949.89	28,253,944	0.65
30	RUSH ENTERPRISES INC-CL A	アメリカ	株式	資本財	6,176	4,730.71	29,216,912	4,540.52	28,042,304	0.65

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類		投資比率(%)
株式		93.37
	業種	
	食品・生活必需品小売り	0.85
	銀行	3.62
	保険	0.33
	エネルギー	1.83
	素材	2.84
	資本財	12.20
	商業・専門サービス	4.57
	運輸	1.25
	自動車・自動車部品	0.78
	耐久消費財・アパレル	3.14
	消費者サービス	5.43
	メディア・娯楽	3.09
	小売	4.94
	食品・飲料・タバコ	1.48
	家庭用品・パーソナル用品	0.36
	ヘルスケア機器・サービス	11.69
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14.40
	各種金融	1.96
	不動産	0.56
	ソフトウェア・サービス	10.84
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.34
	電気通信サービス	1.05
	公益事業	0.53
	半導体・半導体製造装置	2.27
投資証券		2.15

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
株価指数 先物取引	アメリ カ	シカゴ商品 取引所	RUSSELL 20 00 MINI DE C18	買建	20	193,018,271	192,671,505	4.46

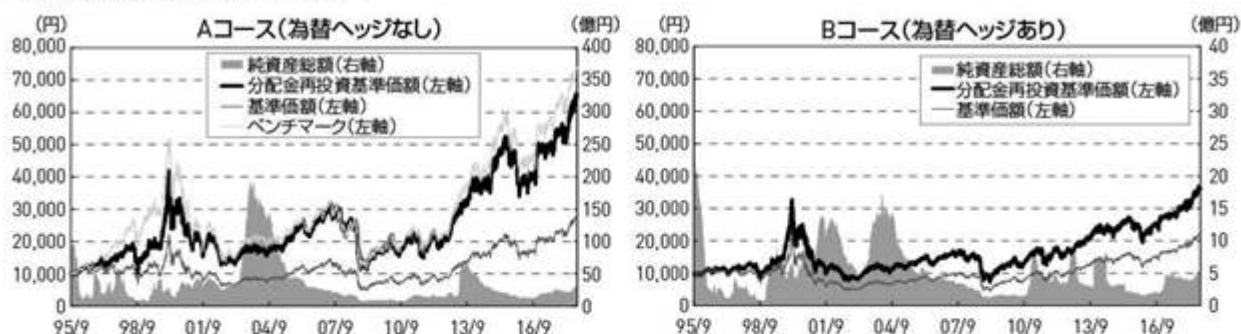
(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（参考情報）

運用実績（2018年9月28日現在）

基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※Aコースのベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

※Bコース(為替ヘッジあり)にはベンチマークはありません。

分配の推移

	第19期 2014年9月	第20期 2015年9月	第21期 2016年9月	第22期 2017年9月	第23期 2018年9月	設定来累計
Aコース(為替ヘッジなし)	0円	0円	0円	0円	0円	10,400円
Bコース(為替ヘッジあり)	0円	0円	0円	0円	0円	6,000円

※分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	業種	比率
1	INSPERITY INC	商業・専門サービス	1.5
2	FIVE BELOW	小売	1.4
3	UNIVERSAL FOREST PRODUCTS	資本財	1.4
4	EASTGROUP PROPERTIES INC	投資証券	1.4
5	COMFORT SYSTEMS USA INC	資本財	1.2
6	GREEN DOT CORP-CLASS A	各種金融	1.2
7	MASIMO CORPORATION	ヘルスケア機器・サービス	1.0
8	ZENDESK INC	ソフトウェア・サービス	1.0
9	KFORCE INC	商業・専門サービス	1.0
10	TRISTATE CAPITAL HLDGS INC	銀行	0.9

組入上位10業種(%)

	業種	比率
1	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14.4
2	資本財	12.2
3	ヘルスケア機器・サービス	11.7
4	ソフトウェア・サービス	10.8
5	消費者サービス	5.4
6	小売	4.9
7	商業・専門サービス	4.6
8	銀行	3.6
9	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.3
10	耐久消費財・アパレル	3.1

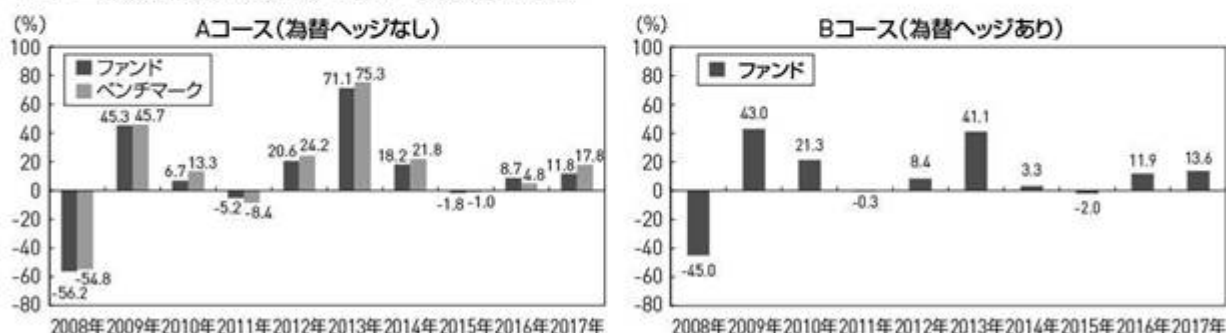
※当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。

※直近10年間の年間収益率の推移です。

※Bコース(為替ヘッジあり)にはベンチマークはありません。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 購入方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。また、当該販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款^{*}」にしたがって自動けいぞく投資契約を締結します。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該購入代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日の購入とします（スイッチングを含みます）。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません（スイッチングを含みます）。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

1万円以上1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。

スイッチングの場合は、売却ファンドの手取金額の範囲内で1万円以上1円単位とします。ただし、コースの全部を売却して他のコースを購入する場合には、1円以上1円単位で受け付けます。

なお、取扱いを行なうコースおよびスイッチングの取扱いは、販売会社により異なります。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.78%（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチングによる購入の場合は、無手数料とします。

(8) 購入代金のお支払い

投資者は、販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。購入時手数料は購入代金から差し引かれます。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入受付を中止することおよび既に受付けた購入受付を取り消すことができます（スイッチングを含みます。）。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位をもって換金の申込をすることができません。なお、販売会社によって異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております（スイッチングを含みます。）。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金の申込は受付けません（スイッチングを含みます。）。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(4) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の換金には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。また、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金の申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5) 換金代金の支払い

換金代金は、原則として換金受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行なった当日の換金申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとします（スイッチングを含みます。）。

(7) 受益権の買取手続き

受益権の買取手続きについては、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「米小型A」、「米小型B」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとします。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は1995年9月29日から2025年9月18日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が投資者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年9月21日から翌年9月20日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、換金により、自動けいぞく投資約款に規定する各信託の受益権の口数を合計した口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

d．c．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

e．d．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、
a．およびb．のファンドの償還を行ないません。

f．委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

g．d．～f．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、
d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

h．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。

i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

j．i．にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更d．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

a．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

c．b．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d．c．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行ないません。

- e．委託会社は、この信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- f．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa．～e．の規定にしたがいます。

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめ申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

- a．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。
- b．「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社において行ないます。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行なわない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行なう投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの信託契約の換金を委託会社が行なうのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(4) 投資者の買取請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に買取りを請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(6) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（平成29年9月21日から平成30年9月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

- (3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「米国小型成長株式マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

【ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 (平成29年 9 月20日現在)	第23期 (平成30年 9 月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,481,201,988	3,378,166,056
未収入金	28,910	2,673,680
流動資産合計	2,481,230,898	3,380,839,736
資産合計	2,481,230,898	3,380,839,736
負債の部		
流動負債		
未払解約金	28,910	2,673,680
未払受託者報酬	1,103,351	1,327,007
未払委託者報酬	15,778,552	18,976,654
流動負債合計	16,910,813	22,977,341
負債合計	16,910,813	22,977,341
純資産の部		
元本等		
元本	1,141,993,039	1,222,927,743
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,322,327,046	2,134,934,652
（分配準備積立金）	420,608,020	661,933,385
元本等合計	2,464,320,085	3,357,862,395
純資産合計	2,464,320,085	3,357,862,395
負債純資産合計	2,481,230,898	3,380,839,736

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期 (自 平成28年 9 月21日 至 平成29年 9 月20日)	第23期 (自 平成29年 9 月21日 至 平成30年 9 月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	403,430,033	611,694,646
営業収益合計	403,430,033	611,694,646
営業費用		
受託者報酬	1,931,239	2,598,440
委託者報酬	27,617,994	37,158,953
営業費用合計	29,549,233	39,757,393
営業利益又は営業損失（ ）	373,880,800	571,937,253
経常利益又は経常損失（ ）	373,880,800	571,937,253
当期純利益又は当期純損失（ ）	373,880,800	571,937,253
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	68,906,152	128,871,281
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	494,946,858	1,322,327,046
剰余金増加額又は欠損金減少額	758,118,437	1,154,603,164
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	758,118,437	1,154,603,164
剰余金減少額又は欠損金増加額	235,712,897	785,061,530
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	235,712,897	785,061,530
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,322,327,046	2,134,934,652

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第22期 (平成29年 9月20日現在)	第23期 (平成30年 9月20日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,141,993,039口	1,222,927,743口
2 1口当たり純資産額	2.1579円	2.7458円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第22期 (自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月20日)	第23期 (自 平成29年 9月21日 至 平成30年 9月20日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	7,179,796円	9,660,157円
2 分配金の計算過程	第22期計算期末における、費用控除後の配当等収益（14,140,535円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(163,268,151円)、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円)、収益調整金（その他収益調整金）（911,644,790円）、分配準備積立金(243,199,334円）により、分配対象収益は1,332,252,810円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第23期計算期末における、費用控除後の配当等収益（17,488,113円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(425,577,859円)、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(264,133,315円)、収益調整金（その他収益調整金）（1,208,867,952円）、分配準備積立金(218,867,413円）により、分配対象収益は2,134,934,652円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「米国株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第22期 (平成29年 9 月20日現在)	第23期 (平成30年 9 月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第22期 (平成29年 9 月20日現在)	第23期 (平成30年 9 月20日現在)
期首元本額	716,891,329円	1,141,993,039円
期中追加設定元本額	720,751,865円	736,368,952円
期中一部解約元本額	295,650,155円	655,434,248円

2 有価証券関係

第22期(平成29年 9 月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	329,841,090
合計	329,841,090

第23期(平成30年 9 月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	473,143,249
合計	473,143,249

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	米国小型成長株式マザーファンド	290,190,535	3,378,166,056	
親投資信託受益証券	合計	290,190,535	3,378,166,056	
合計		290,190,535	3,378,166,056	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラックロック米国小型成長株式オープンＢコース（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 (平成29年 9 月20日現在)	第23期 (平成30年 9 月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	447,437,943	534,390,624
未収入金	1	926,763
流動資産合計	447,437,944	535,317,387
資産合計	447,437,944	535,317,387
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,973,884	4,137,476
未払解約金	1	926,763
未払受託者報酬	244,348	236,645
未払委託者報酬	3,494,813	3,384,588
流動負債合計	7,713,046	8,685,472
負債合計	7,713,046	8,685,472
純資産の部		
元本等		
元本	251,941,586	242,496,994
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	187,783,312	284,134,921
（ 分配準備積立金 ）	57,658,818	106,141,000
元本等合計	439,724,898	526,631,915
純資産合計	439,724,898	526,631,915
負債純資産合計	447,437,944	535,317,387

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期 (自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月20日)	第23期 (自 平成29年 9月21日 至 平成30年 9月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	68,781,378	112,686,210
為替差損益	20,105,972	12,840,537
営業収益合計	48,675,406	99,845,673
営業費用		
受託者報酬	390,247	459,796
委託者報酬	5,581,856	6,576,305
その他費用	10,800	10,800
営業費用合計	5,982,903	7,046,901
営業利益又は営業損失（ ）	42,692,503	92,798,772
経常利益又は経常損失（ ）	42,692,503	92,798,772
当期純利益又は当期純損失（ ）	42,692,503	92,798,772
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,569,179	21,266,831
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	68,274,969	187,783,312
剰余金増加額又は欠損金減少額	113,928,150	112,298,151
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	113,928,150	112,298,151
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,543,131	87,478,483
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,543,131	87,478,483
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	187,783,312	284,134,921

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第22期 (平成29年9月20日現在)	第23期 (平成30年9月20日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	251,941,586口	242,496,994口
2 1口当たり純資産額	1.7453円	2.1717円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第22期 (自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)	第23期 (自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	1,451,029円	1,709,549円
2 分配金の計算過程	第22期計算期末における、費用控除後の配当等収益(2,725,571円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(35,397,753円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(156,166,403円)、分配準備積立金(19,535,494円)により、分配対象収益は213,825,221円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第23期計算期末における、費用控除後の配当等収益(3,035,158円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(68,496,783円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(6,650,851円)、収益調整金(その他収益調整金)(171,343,070円)、分配準備積立金(34,609,059円)により、分配対象収益は284,134,921円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「米国株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、親投資信託の外貨建資産の時価総額のうち当ファンドに属するとみなした額の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とした為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第22期 (平成29年 9 月20日現在)	第23期 (平成30年 9 月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第22期 (平成29年 9 月20日現在)	第23期 (平成30年 9 月20日現在)
期首元本額	134,786,643円	251,941,586円
期中追加設定元本額	174,374,975円	103,690,887円
期中一部解約元本額	57,220,032円	113,135,479円

2 有価証券関係

第22期(平成29年 9 月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	53,083,833
合計	53,083,833

第23期(平成30年 9 月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	86,942,050
合計	86,942,050

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第22期(平成29年9月20日現在)			
		契約額等		時価(円)	評価損益(円)
		(円)	うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	435,296,716	—	439,270,600	3,973,884
合計		435,296,716	—	439,270,600	3,973,884

区分	種類	第23期(平成30年9月20日現在)			
		契約額等		時価(円)	評価損益(円)
		(円)	うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	527,466,124	—	531,603,600	4,137,476
合計		527,466,124	—	531,603,600	4,137,476

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	米国小型成長株式マザーファンド	45,905,115	534,390,624	
親投資信託受益証券 合計		45,905,115	534,390,624	
合計		45,905,115	534,390,624	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「米国小型成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成30年9月20日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「米国小型成長株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(平成30年9月20日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	217,781,552
金銭信託	39,414,011
株式	3,566,862,409
投資証券	83,348,662
派生商品評価勘定	624
未収入金	39,755,930
未収配当金	1,417,547
差入委託証拠金	10,697,138
流動資産合計	3,959,277,873
資産合計	3,959,277,873
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,307,541
未払金	41,819,210
未払解約金	3,600,443
流動負債合計	46,727,194
負債合計	46,727,194
純資産の部	
元本等	
元本	336,095,650
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,576,455,029
元本等合計	3,912,550,679
純資産合計	3,912,550,679
負債純資産合計	3,959,277,873

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年9月21日から翌年9月20日までであります。

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年 9 月20日現在)
1 当該計算日における受益権総数	336,095,650口
2 1口当たり純資産額	11.6412円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式、投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「米国株式投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。株価指数先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(平成30年9月20日現在)

- | |
|---|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法
(1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p> |
|---|

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成30年 9 月20日現在)	
同計算期間の期首元本額	325,205,700円
同計算期間中の追加設定元本額	196,090,944円
同計算期間中の一部解約元本額	185,200,994円
同計算期間末日の元本額	336,095,650円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック米国小型成長株式オープン A コース（為替ヘッジなし）	290,190,535円
ブラックロック米国小型成長株式オープン B コース（為替ヘッジあり）	45,905,115円
合計	336,095,650円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(平成30年 9 月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	332,860,916
投資証券	2,640,602
合計	335,501,518

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連及び通貨関連

区分	種類	(平成30年9月20日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	アメリカドル	231,843,873	—	230,536,332	1,307,541
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	14,608,724	—	14,608,100	624
合計		246,452,597	—	245,144,432	1,306,917

(注1) 時価の算定方法

株価指数先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段等又は最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	ADMA BIOLOGICS INC	1,101	6.490	7,145.490	
	ASGN INC	1,857	79.100	146,888.700	
	A10 NETWORKS INC	5,608	6.210	34,825.680	
	AVX CORP	2,561	18.910	48,428.510	
	ACADIA PHARMACEUTICALS INC	4,013	15.100	60,596.300	
	ACCELERON PHARMA INC	323	56.340	18,197.820	
	ACCURAY INC	10,585	3.900	41,281.500	
	ACORDA THERAPEUTICS INC	626	18.000	11,268.000	
	ADAMAS PHARMACEUTICALS INC	826	18.820	15,545.320	
	ADURO BIOTECH INC	5,557	6.400	35,564.800	
	AEROHIVE NETWORKS INC	4,566	4.050	18,492.300	
	AEROJET ROCKETDYNE HOLDINGS	669	33.680	22,531.920	
	ADVANCED DRAINAGE SYSTEMS IN	462	32.300	14,922.600	
	AGENUS INC	5,924	2.000	11,848.000	
	AIMMUNE THERAPEUTICS INC	1,983	27.550	54,631.650	
	AKEBIA THERAPEUTICS INC	5,650	7.740	43,731.000	
	ALAMO GROUP INC	1,399	95.190	133,170.810	
	ALDER BIOPHARMACEUTICALS INC	1,053	15.950	16,795.350	
	ALTAIR ENGINEERING INC - A	1,497	39.500	59,131.500	
	ALTERYX INC - CLASS A	972	57.430	55,821.960	
	ALTRA HOLDINGS INC	2,775	43.000	119,325.000	
	AMEDISYS INC	192	117.880	22,632.960	
	AMERICAN EAGLE OUTFITTERS	12,655	23.760	300,682.800	
	AMERICAN SOFTWARE INC-CL A	1,013	11.500	11,649.500	
	AMERICA'S CAR-MART INC	494	79.150	39,100.100	
	AMICUS THERAPEUTICS INC	3,962	11.810	46,791.220	
	AMKOR TECHNOLOGY INC	2,670	7.720	20,612.400	
	AMPIO PHARMACEUTICALS INC	3,215	0.497	1,597.850	
	ANAPTYSBIO INC	197	90.210	17,771.370	
	APPFOLIO INC - A	990	83.800	82,962.000	
	APPLIED INDUSTRIAL TECH INC	2,589	79.900	206,861.100	
	ARDELYX INC	3,342	4.100	13,702.200	
	ARCUS BIOSCIENCES INC	205	14.020	2,874.100	
	ARENA PHARMACEUTICALS INC	376	42.050	15,810.800	
	ARRAY BIOPHARMA INC	7,044	14.770	104,039.880	
	ARROWHEAD PHARMACEUTICALS IN	914	18.580	16,982.120	
	ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	3,289	72.000	236,808.000	
	ASSEMBLY BIOSCIENCES INC	1,322	34.760	45,952.720	
	ATARA BIOTHERAPEUTICS INC	1,831	40.000	73,240.000	
	ATHERSYS INC	19,215	1.870	35,932.050	
	ATKORE INTERNATIONAL GROUP I	4,113	26.200	107,760.600	
	AUDENTES THERAPEUTICS INC	89	39.380	3,504.820	
	AXON ENTERPRISE INC	1,011	67.370	68,111.070	
	BMC STOCK HOLDINGS INC	568	21.400	12,155.200	
	BALCHEM CORP	1,396	116.420	162,522.320	
	BANDWIDTH INC-CLASS A	376	53.000	19,928.000	
	BENEFITFOCUS INC	720	40.050	28,836.000	
	BIOTELEMETRY INC	1,449	60.250	87,302.250	
	BIOSPECIFICS TECHNOLOGIES	697	58.170	40,544.490	
	BJ'S RESTAURANTS INC	1,359	71.850	97,644.150	
	BLOOMIN' BRANDS INC	3,732	19.810	73,930.920	
	BLUEPRINT MEDICINES CORP	778	71.620	55,720.360	
	BOINGO WIRELESS INC	2,200	32.710	71,962.000	
	BOISE CASCADE CO	4,612	39.600	182,635.200	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単 価	金 額	
	BOTTOMLINE TECHNOLOGIES (DE)	125	68.760	8,595.000	
	BOX INC - CLASS A	6,502	23.550	153,122.100	
	BOYD GAMING CORP	6,116	33.370	204,090.920	
	BROOKS AUTOMATION INC	1,140	34.660	39,512.400	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,724	15.990	27,566.760	
	CRA INTERNATIONAL INC	998	52.030	51,925.940	
	CSG SYSTEMS INTL INC	2,514	41.410	104,104.740	
	CACTUS INC - A	4,824	37.070	178,825.680	
	CADENCE BANCORP	8,290	26.830	222,420.700	
	CALAVO GROWERS INC	516	104.600	53,973.600	
	CALITHERA BIOSCIENCES INC	2,559	4.700	12,027.300	
	CALIX INC	6,733	8.200	55,210.600	
	CALLAWAY GOLF COMPANY	3,906	22.850	89,252.100	
	CANTEL MEDICAL CORP	706	97.340	68,722.040	
	CARDIOVASCULAR SYSTEMS INC	2,216	37.730	83,609.680	
	CARE.COM INC	4,978	20.410	101,600.980	
	CAREDx INC	445	25.870	11,512.150	
	CARGURUS INC	2,828	51.570	145,839.960	
	CARRIZO OIL & GAS INC	1,913	25.230	48,264.990	
	CARROLS RESTAURANT GROUP INC	6,333	14.650	92,778.450	
	CASTLIGHT HEALTH INC-B	7,049	2.850	20,089.650	
	CENTERSTATE BANKS INC	1,129	30.170	34,061.930	
	CENTRAL PACIFIC FINANCIAL CO	1,145	27.400	31,373.000	
	CENTURY COMMUNITIES INC	183	28.700	5,252.100	
	CERUS CORP	1,794	7.310	13,114.140	
	CHEESECAKE FACTORY	2,614	53.740	140,476.360	
	CHEFS' WAREHOUSE INC/THE	5,167	37.150	191,954.050	
	CHEMED CORP	908	305.430	277,330.440	
	CHEMOCENTRYX INC	3,723	11.830	44,043.090	
	CHESAPEAKE UTILITIES CORP	1,712	88.350	151,255.200	
	CHILDREN'S PLACE	164	124.750	20,459.000	
	CHURCHILL DOWNS INC	64	276.200	17,676.800	
	CIRRUS LOGIC INC	3,164	38.520	121,877.280	
	CLOUDERA INC	2,137	17.550	37,504.350	
	CLOVIS ONCOLOGY INC	2,280	32.210	73,438.800	
	COGENT COMMUNICATIONS HOLDINGS INC	3,541	55.450	196,348.450	
	COHERUS BIOSCIENCES INC	3,240	16.500	53,460.000	
	COMFORT SYSTEMS USA INC	6,956	54.300	377,710.800	
	CONATUS PHARMACEUTICALS INC	6,105	4.720	28,815.600	
	CONMED CORP	1,329	78.760	104,672.040	
	CONSOL ENERGY INC	612	41.530	25,416.360	
	CONSTELLATION PHARMACEUTICAL	725	7.000	5,075.000	
	CONTINENTAL BUILDING PRODUCT	1,468	38.000	55,784.000	
	CONTROL4 CORP	1,440	34.580	49,795.200	
	CORCEPT THERAPEUTICS INC	4,841	14.220	68,839.020	
	CORE-MARK HOLDING CO INC	1,745	33.510	58,474.950	
	CORVUS PHARMACEUTICALS INC	3,233	9.440	30,519.520	
	COUPA SOFTWARE INC	361	75.940	27,414.340	
	CRAY INC	512	21.700	11,110.400	
	CROCS INC	1,507	21.350	32,174.450	
	CURTISS-WRIGHT CORP	1,783	138.830	247,533.890	
	CYTOMX THERAPEUTICS INC	978	18.710	18,298.380	
	DXP ENTERPRISES INC	216	41.200	8,899.200	
	DANA HOLDING CORP	6,452	20.020	129,169.040	
	DECIPHERA PHARMACEUTICALS IN	558	36.380	20,300.040	
	DECKERS OUTDOOR CORP	189	112.680	21,296.520	
	DENBURY RESOURCES INC	2,845	5.590	15,903.550	
	DELUXE CORP	1,280	55.650	71,232.000	
	DENALI THERAPEUTICS INC	893	20.420	18,235.060	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DERMIRA INC	2,393	10.820	25,892.260	
	DICERNA PHARMACEUTICALS INC	285	16.320	4,651.200	
	DIODES INC	4,371	33.370	145,860.270	
	DYNAVAX TECHNOLOGIES CORP	913	11.950	10,910.350	
	ECHO GLOBAL LOGISTICS INC	1,677	35.350	59,281.950	
	EDITAS MEDICINE INC	460	33.190	15,267.400	
	EIGER BIOPHARMACEUTICALS INC	746	12.000	8,952.000	
	8X8 INC	1,294	21.500	27,821.000	
	ELLIE MAE INC	851	97.030	82,572.530	
	EMCOR GROUP INC	1,165	74.600	86,909.000	
	EMERGENT BIOSOLUTIONS INC	1,222	66.300	81,018.600	
	EMERALD EXPOSITIONS EVENTS I	395	16.180	6,391.100	
	ENANTA PHARMACEUTICALS INC	457	92.090	42,085.130	
	ENOVA INTERNATIONAL INC	4,044	30.850	124,757.400	
	ENSIGN GROUP INC/THE	4,727	36.220	171,211.940	
	ENTEGRIS INC	1,239	29.250	36,240.750	
	ENVESTNET INC	2,105	61.400	129,247.000	
	ENZO BIOCHEM INC	6,771	4.390	29,724.690	
	EPIZYME INC	483	10.350	4,999.050	
	ESPERION THERAPEUTICS INC	62	45.570	2,825.340	
	ETSY INC	1,510	50.160	75,741.600	
	EVERQUOTE INC - CLASS A	2,584	15.250	39,406.000	
	EVOLUTION PETROLEUM CORP	9,124	10.650	97,170.600	
	EVOLENT HEALTH INC - A	966	27.250	26,323.500	
	EXELIXIS INC	491	16.440	8,072.040	
	FCB FINANCIAL HOLDINGS-CL A	4,157	49.250	204,732.250	
	FEDERAL AGRIC MTG CORP-CL C	527	77.930	41,069.110	
	FIBROGEN INC	2,534	56.300	142,664.200	
	FIRST CONNECTICUT BANCORP	83	30.450	2,527.350	
	FIRST FINANCIAL NORTHWEST	4,221	17.130	72,305.730	
	FITBIT INC - A	9,865	6.110	60,275.150	
	FIVE BELOW	2,964	126.440	374,768.160	
	FLUIDIGM CORP	519	8.290	4,302.510	
	FORTRESS BIOTECH INC	1,231	1.660	2,043.460	
	FORTY SEVEN INC	1,609	13.150	21,158.350	
	FOX FACTORY HOLDING CORP	1,933	71.050	137,339.650	
	FRESHPET INC	1,418	34.450	48,850.100	
	G1 THERAPEUTICS INC	146	60.000	8,760.000	
	GENERAC HOLDINGS INC	5,341	57.320	306,146.120	
	GENOMIC HEALTH INC	1,055	68.750	72,531.250	
	GLACIER BANCORP INC	189	44.460	8,402.940	
	GLOBAL BLOOD THERAPEUTICS IN	2,185	40.850	89,257.250	
	GLOBAL BRASS & COPPER HOLDIN	2,772	36.650	101,593.800	
	GLOBUS MEDICAL INC - A	4,358	52.430	228,489.940	
	GLU MOBILE INC	792	7.380	5,844.960	
	GOLD RESOURCE CORP	1,309	5.160	6,754.440	
	GOPRO INC-CLASS A	3,859	6.330	24,427.470	
	GREEN DOT CORP-CLASS A	4,620	86.650	400,323.000	
	GRUBHUB INC	588	136.560	80,297.280	
	GTX INC	1,438	21.900	31,492.200	
	GUARANTY BANCORP	594	30.150	17,909.100	
	H&E EQUIPMENT SERVICES INC	4,415	36.000	158,940.000	
	HALOZYME THERAPEUTICS INC	5,028	17.050	85,727.400	
	HEALTHSTREAM INC	1,163	30.080	34,983.040	
	HEALTH EQUITY INC	2,297	92.360	212,150.920	
	HERITAGE COMMERCE CORP	2,516	15.210	38,268.360	
	HERON THERAPEUTICS INC	2,756	33.700	92,877.200	
	HORTONWORKS INC	6,477	23.380	151,432.260	
	HUB GROUP INC-CL A	2,349	47.650	111,929.850	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HUBSPOT INC	296	148.550	43,970.800	
	IMAX CORP	1,350	25.300	34,155.000	
	IMMUNOGEN INC	478	8.820	4,215.960	
	IMMUNOMEDICS INC	2,063	22.070	45,530.410	
	INDEPENDENT BANK CORP - MICH	579	24.250	14,040.750	
	INFINERA CORP	11,324	7.140	80,853.360	
	INSIGHT ENTERPRISES INC	821	53.570	43,980.970	
	INSMED INC	655	20.310	13,303.050	
	INNOSPEC INC	517	75.750	39,162.750	
	INOVIO PHARMACEUTICALS INC	1,174	4.820	5,658.680	
	INSPERITY INC	4,535	116.300	527,420.500	
	INOGEN INC	882	255.980	225,774.360	
	INNOVIVA INC	7,074	15.170	107,312.580	
	INTEGRATED DEVICE TECH INC	3,774	47.200	178,132.800	
	INTEGER HOLDINGS CORP	2,068	81.100	167,714.800	
	INTELLIA THERAPEUTICS INC	557	31.990	17,818.430	
	INTER PARFUMS INC	468	63.750	29,835.000	
	INTERCEPT PHARMACEUTICALS INC	528	119.360	63,022.080	
	INTERSECT ENT INC	3,326	29.350	97,618.100	
	INVITAE CORP	3,777	16.120	60,885.240	
	IOVANCE BIOTHERAPEUTICS INC	33	13.650	450.450	
	IRADIMED CORP	1,465	31.400	46,001.000	
	IROBOT CORP	473	113.140	53,515.220	
	IRONWOOD PHARMACEUTICALS INC	5,722	17.100	97,846.200	
	I3 VERTICALS INC-CLASS A	1,313	22.190	29,135.470	
	JAGGED PEAK ENERGY INC	253	14.140	3,577.420	
	KAISER ALUMINUM CORP	472	110.930	52,358.960	
	KARYOPHARM THERAPEUTICS INC	2,764	18.490	51,106.360	
	KEY ENERGY SERVICES INC	898	13.430	12,060.140	
	KFORCE INC	7,836	37.150	291,107.400	
	KINDRED BIOSCIENCES INC	2,555	12.950	33,087.250	
	KINSALE CAPITAL GROUP INC	1,271	60.100	76,387.100	
	KOPPERS HOLDINGS INC	3,148	32.850	103,411.800	
	KORN/FERRY INTERNATIONAL	1,527	48.000	73,296.000	
	LHC GROUP INC	532	96.010	51,077.320	
	LGI HOMES INC	288	48.920	14,088.960	
	LA-Z-BOY INC	1,066	31.950	34,058.700	
	LADENBURG THALMANN FINANCIAL	5,338	2.390	12,757.820	
	LAKELAND FINANCIAL CORP	2,756	47.690	131,433.640	
	LAREDO PETROLEUM INC	1,874	8.650	16,210.100	
	LEAF GROUP LTD	2,511	9.950	24,984.450	
	LIBERTY OILFIELD SERVICES -A	407	21.430	8,722.010	
	LIGAND PHARMACEUTICALS-CL B	559	264.180	147,676.620	
	LIMONEIRA CO	1,378	28.270	38,956.060	
	LIVEPERSON INC	5,277	26.100	137,729.700	
	LOXO ONCOLOGY INC	949	155.750	147,806.750	
	LUMENTUM HOLDINGS INC	114	60.250	6,868.500	
	WILLIAM LYON HOMES-CL A	5,144	18.650	95,935.600	
	MDC HOLDINGS INC	2,343	31.920	74,788.560	
	MCBC HOLDINGS INC	3,980	36.260	144,314.800	
	M/I HOMES INC	3,342	25.130	83,984.460	
	MSG NETWORKS INC- A	1,031	23.750	24,486.250	
	MYR GROUP INC/DELAWARE	1,123	31.520	35,396.960	
	MACROGENICS INC	411	22.880	9,403.680	
	MADRIGAL PHARMACEUTICALS INC	85	215.760	18,339.600	
	MALIBU BOATS INC - A	1,360	52.890	71,930.400	
	MARCUS & MILLICHAP INC	6,178	34.580	213,635.240	
	MARCUS CORPORATION	605	40.150	24,290.750	
	MARRIOTT VACATIONS WORLD W/I	1,910	116.110	221,770.100	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	MASIMO CORPORATION	3,133	121.000	379,093.000	
	MASTEC INC	2,810	43.300	121,673.000	
	MATADOR RESOURCES CO	3,240	32.420	105,040.800	
	MCGRATH RENTCORP	4,227	54.260	229,357.020	
	MEDICINOVA INC	902	11.050	9,967.100	
	MEDIDATA SOLUTIONS INC	1,498	75.860	113,638.280	
	MEDPACE HOLDINGS INC	996	57.690	57,459.240	
	MERIT MEDICAL SYSTEMS INC	2,982	60.800	181,305.600	
	MERITAGE HOMES CORP	1,717	44.350	76,148.950	
	MERITOR INC	2,401	20.100	48,260.100	
	MICROSTRATEGY INC-CL A	347	147.810	51,290.070	
	MIRAGEN THERAPEUTICS INC	1,253	5.770	7,229.810	
	MOBILEIRON INC	7,500	5.400	40,500.000	
	MOBILE MINI INC	670	43.100	28,877.000	
	MODEL N INC	8,093	16.350	132,320.550	
	MODINE MANUFACTURING CO	1,080	15.350	16,578.000	
	MOELIS & CO - CLASS A	1,873	55.700	104,326.100	
	MOMENTA PHARMACEUTICALS INC	1,043	27.200	28,369.600	
	MYRIAD GENETICS INC	1,080	47.850	51,678.000	
	NCI BUILDING SYSTEMS INC	1,703	15.700	26,737.100	
	NANOMETRICS INC	2,379	35.760	85,073.040	
	NANOSTRING TECHNOLOGIES INC	2,351	17.000	39,967.000	
	NATERA INC	2,205	23.490	51,795.450	
	NATIONAL RESEARCH CORP-A	1,904	38.150	72,637.600	
	NATURAL GROCERS BY VITAMIN C	1,082	16.290	17,625.780	
	NAVIGATORS GROUP INC	61	70.000	4,270.000	
	NEOGEN CORP	1,079	91.220	98,426.380	
	NEOGENOMICS INC	3,903	14.600	56,983.800	
	NEVRO CORP	769	58.480	44,971.120	
	NEW RELIC INC	3,028	98.790	299,136.120	
	NOVAVAX INC	18,426	1.430	26,349.180	
	NUTRISYSTEM INC	1,893	36.600	69,283.800	
	NXSTAGE MEDICAL INC	4,943	28.200	139,392.600	
	OSI SYSTEMS INC	964	76.590	73,832.760	
	OKTA INC	140	69.840	9,777.600	
	OLLIE'S BARGAIN OUTLET HOLDI	573	92.800	53,174.400	
	OMNICELL INC	3,358	68.700	230,694.600	
	OOMA INC	5,705	16.500	94,132.500	
	OPHTHOTEC CORP	2,609	2.410	6,287.690	
	OVERSTOCK.COM INC	901	26.350	23,741.350	
	PC CONNECTION INC	700	38.510	26,957.000	
	PCM INC	735	19.900	14,626.500	
	PGT INC	6,162	21.600	133,099.200	
	PTC THERAPEUTICS INC	630	45.370	28,583.100	
	PALATIN TECHNOLOGIES INC	37,449	1.030	38,572.470	
	PANDORA MEDIA INC	634	9.420	5,972.280	
	PAYLOCITY HOLDING CORP	2,950	79.190	233,610.500	
	PENN VIRGINIA CORP	657	77.870	51,160.590	
	PENUMBRA INC	281	150.500	42,290.500	
	PEOPLE'S UTAH BANCORP	130	35.050	4,556.500	
	PERFORMANCE FOOD GROUP CO	3,730	32.650	121,784.500	
	PETMED EXPRESS INC	661	37.060	24,496.660	
	PFENEX INC	1,157	5.030	5,819.710	
	PHIBRO ANIMAL HEALTH CORP-A	4,919	42.650	209,795.350	
	PINNACLE ENTERTAINMENT INC	512	33.330	17,064.960	
	PLANET FITNESS INC - CL A	1,989	49.390	98,236.710	
	PLANTRONICS INC	1,819	59.080	107,466.520	
	POLYONE CORPORATION	4,643	44.240	205,406.320	
	PORTOLA PHARMACEUTICALS INC	1,595	28.630	45,664.850	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	PROGRESS SOFTWARE CORP	3,245	41.970	136,192.650	
	PROPETRO HOLDING CORP	5,427	16.860	91,499.220	
	PROTO LABS INC	1,470	160.300	235,641.000	
	PUMA BIOTECHNOLOGY INC	1,562	47.800	74,663.600	
	PURE STORAGE INC - CLASS A	4,981	27.830	138,621.230	
	QUALYS INC	119	87.950	10,466.050	
	QUANTERIX CORP	286	18.650	5,333.900	
	QUINSTREET INC	2,207	13.400	29,573.800	
	RA PHARMACEUTICALS INC	2,623	14.450	37,902.350	
	RLI CORP	466	77.490	36,110.340	
	RH	1,218	135.470	165,002.460	
	RADIUS HEALTH INC	1,686	18.440	31,089.840	
	RAPID7 INC	546	35.320	19,284.720	
	RED ROCK RESORTS INC-CLASS A	2,914	27.620	80,484.680	
	REGENXBIO INC	642	69.650	44,715.300	
	REPLIGEN CORP	598	57.680	34,492.640	
	REPUBLIC BANCORP INC-CLASS A	63	48.450	3,052.350	
	REPUBLIC FIRST BANCORP INC	4,790	7.200	34,488.000	
	RETROPHIN INC	1,794	29.220	52,420.680	
	REVANCE THERAPEUTICS INC	3,730	24.000	89,520.000	
	REXNORD CORP	4,518	31.520	142,407.360	
	RHYTHM PHARMACEUTICALS INC	1,005	31.260	31,416.300	
	RIGEL PHARMACEUTICALS INC	2,889	3.590	10,371.510	
	RINGCENTRAL INC-CLASS A	2,686	90.550	243,217.300	
	RIVERVIEW BANCORP INC	3,446	9.300	32,047.800	
	ROKU INC	1,469	70.610	103,726.090	
	RUDOLPH TECHNOLOGIES INC	1,427	24.050	34,319.350	
	RUSH ENTERPRISES INC-CL A	5,214	41.710	217,475.940	
	RUTH'S HOSPITALITY GROUP INC	3,182	30.650	97,528.300	
	RYERSON HOLDING CORP	4,599	11.250	51,738.750	
	SPS COMMERCE INC	2,105	95.750	201,553.750	
	SAIA INC	578	79.650	46,037.700	
	JOHN B. SANFILIPPO & SON INC	2,769	72.020	199,423.380	
	SANGAMO BIOSCIENCES INC	4,154	15.350	63,763.900	
	SCANSOURCE INC	2,843	39.400	112,014.200	
	SCHNITZER STEEL INDS INC-A	1,911	27.900	53,316.900	
	SCIENTIFIC GAMES CORP - A	230	26.100	6,003.000	
	SEAWORLD ENTERTAINMENT INC	2,956	30.590	90,424.040	
	SEMTECH CORP	377	59.800	22,544.600	
	SENDGRID INC	1,215	35.870	43,582.050	
	SERES THERAPEUTICS INC	4,323	7.530	32,552.190	
	SHAKE SHACK INC - CLASS A	2,552	58.090	148,245.680	
	SILVERCREST ASSET MANAGEME-A	652	15.200	9,910.400	
	SIMPSON MANUFACTURING CO INC	1,678	75.100	126,017.800	
	SORRENTO THERAPEUTICS INC	3,567	4.550	16,229.850	
	SPARK THERAPEUTICS INC	1,460	56.630	82,679.800	
	SPECTRUM PHARMACEUTICALS INC	4,107	20.650	84,809.550	
	STAAR SURGICAL CO	1,364	48.500	66,154.000	
	STAMPS.COM INC	160	228.000	36,480.000	
	STANDEX INTERNATIONAL CORP	594	109.200	64,864.800	
	STEMLINE THERAPEUTICS INC	2,382	17.450	41,565.900	
	STRATEGIC EDUCATION INC	853	134.710	114,907.630	
	SUPERNUS PHARMACEUTICALS INC	142	47.900	6,801.800	
	SURFACE ONCOLOGY INC	2,165	11.570	25,049.050	
	SYNTEL INC	919	40.940	37,623.860	
	SYNNEX CORP	881	93.770	82,611.370	
	SYNDAX PHARMACEUTICALS INC	1,144	6.930	7,927.920	
	TANDEM DIABETES CARE INC	325	39.950	12,983.750	
	TECHTARGET	2,170	19.400	42,098.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単 価	金 額	
	TELADOC HEALTH INC	1,243	75.450	93,784.350	
	TENET HEALTHCARE CORP	1,203	28.000	33,684.000	
	TETRA TECH INC	2,915	69.050	201,280.750	
	TEXAS ROADHOUSE IN CLASS A	4,947	71.670	354,551.490	
	THERAPEUTICSMD INC	915	6.220	5,691.300	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	1,085	144.850	157,162.250	
	TOCAGEN INC	480	12.170	5,841.600	
	TOWER INTERNATIONAL INC	800	31.150	24,920.000	
	TREX COMPANY INC	3,563	80.550	286,999.650	
	TRISTATE CAPITAL HLDGS INC	10,420	28.250	294,365.000	
	TRUECAR INC	2,875	13.530	38,898.750	
	TWILIO INC - A	417	82.870	34,556.790	
	UNUM THERAPEUTICS INC	1,852	12.290	22,761.080	
	USANA HEALTH SCIENCES INC	815	119.350	97,270.250	
	U.S. PHYSICAL THERAPY INC	1,226	118.250	144,974.500	
	UBIQUITI NETWORKS INC	201	96.790	19,454.790	
	ULTRAGENYX PHARMACEUTICAL IN	1,396	85.880	119,888.480	
	UNITED COMMUNITY FINANCIAL	1,537	10.000	15,370.000	
	UNITED COMMUNITY BANKS/GA	1,321	29.320	38,731.720	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	51	125.860	6,418.860	
	UNIVERSAL FOREST PRODUCTS	12,569	36.120	453,992.280	
	UNIVERSAL LOGISTICS HOLDINGS	3,903	35.850	139,922.550	
	UPLAND SOFTWARE INC	832	33.500	27,872.000	
	VAIL RESORTS INC	102	285.900	29,161.800	
	VANDA PHARMACEUTICALS INC	2,897	19.650	56,926.050	
	VECTOR GROUP LTD	10,119	14.050	142,171.950	
	VERACYTE INC	3,775	10.300	38,882.500	
	VISHAY INTERTECHNOLOGY INC	4,628	20.800	96,262.400	
	VISHAY PRECISION GROUP	1,692	38.500	65,142.000	
	WATTS WATER TECHNOLOGIES-A	2,742	81.650	223,884.300	
	WEIGHT WATCHERS INTL INC	546	69.290	37,832.340	
	WELLCARE HEALTH PLANS INC	490	304.890	149,396.100	
	WERNER ENTERPRISES INC	3,390	36.800	124,752.000	
	WILDHORSE RESOURCE DEVELOPME	267	21.430	5,721.810	
	WOLVERINE WORLD WIDE INC	2,849	38.280	109,059.720	
	WORKIVA INC	5,207	35.000	182,245.000	
	WORLD WRESTLING ENTMT INC	2,715	88.010	238,947.150	
	WORTHINGTON INDUSTRIES	2,626	45.920	120,585.920	
	XO GROUP INC	1,195	27.300	32,623.500	
	XENCOR INC	1,972	45.060	88,858.320	
	YELP INC	5,396	48.770	263,162.920	
	YEXT INC	4,146	25.260	104,727.960	
	ZAGG INC	4,982	15.600	77,719.200	
	ZENDESK INC	5,320	67.230	357,663.600	
	ZOGENIX INC	1,767	47.050	83,137.350	
	AMBARELLA INC	859	36.480	31,336.320	
	BIOHAVEN PHARMACEUTICAL HOLD	491	37.250	18,289.750	
	ESSENT GROUP LTD	1,386	44.590	61,801.740	
	HELEN OF TROY LTD	197	128.500	25,314.500	
	HORIZON PHARMA PLC	2,538	18.850	47,841.300	
	HUDSON LTD-CLASS A	2,651	22.640	60,018.640	
	JAMES RIVER GROUP HOLDINGS LTD	268	41.850	11,215.800	
	NOVOCURE LTD	1,444	52.000	75,088.000	
	OXFORD IMMUNOTEC GLOBAL PLC	327	16.010	5,235.270	
	TRINSEO SA	302	78.450	23,691.900	
	WRIGHT MEDICAL GROUP NV	2,388	27.880	66,577.440	
	NYMOX PHARMACEUTICAL CORP	8,858	2.680	23,739.440	
アメリカドル	小計	1,010,860		31,739,298.890 (3,566,862,409)	
合計		1,010,860		3,566,862,409 (3,566,862,409)	

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	EASTGROUP PROPERTIES INC	4,756.000	454,055.320	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	4,542.000	115,911.840	
		GEO GROUP INC/THE	159.000	3,970.230	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	1,332.000	41,611.680	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	1,122.000	98,175.000	
		STAG INDUSTRIAL INC	1,011.000	27,944.040	
	アメリカドル 小計		12,922.000	741,668.110 (83,348,662)	
投資証券 合計			12,922	83,348,662 (83,348,662)	
合計				83,348,662 (83,348,662)	

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 小計・合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

4 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資 証券時価 比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 406銘柄	97.7%	- %	
	投資証券 6銘柄	- %	2.3%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2018年9月末現在)

「ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）」

資産総額	3,794,799,707円
負債総額	4,407,660円
純資産総額(-)	3,790,392,047円
発行済数量	1,366,074,090口
1単位当たり純資産額(/)	2.7747円

「ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）」

資産総額	528,701,570円
負債総額	11,031,040円
純資産総額(-)	517,670,530円
発行済数量	238,524,348口
1単位当たり純資産額(/)	2.1703円

(参考情報)

「米国小型成長株式マザーファンド」

資産総額	4,523,105,806円
負債総額	203,592,424円
純資産総額(-)	4,319,513,382円
発行済数量	367,058,587口
1単位当たり純資産額(/)	11.7679円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成しません。

3 投資者に対する特典

該当するものではありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

5 受益権の譲渡

- (1) 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- (3) (1)の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

6 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

7 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

8 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

9 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

2017年12月7日付で、資本金を2,435百万円から3,120百万円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行ないます。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行ないます。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行ないます。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行なっています。

委託会社の運用する証券投資信託は2018年9月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	77本	1,443,671百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		72本	5,837,862百万円
合計		149本	7,281,532百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第30期 (平成28年12月31日現在)	第31期 (平成29年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		12,415	19,097
立替金		49	11
前払費用		127	171
未収入金	2	2	3
未収委託者報酬		1,163	1,585
未収運用受託報酬		2,771	2,642
未収収益	2	1,192	1,384
為替予約		-	0
繰延税金資産		845	860
その他流動資産		5	33
流動資産計		18,573	25,789
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	1,087	946
器具備品	1	449	411
有形固定資産計		1,536	1,358
無形固定資産			
ソフトウェア		8	4
のれん		98	42
無形固定資産計		106	47
投資その他の資産			
投資有価証券		0	3
長期差入保証金		972	1,124
前払年金費用		501	588
長期前払費用		8	25
投資その他の資産計		1,483	1,741
固定資産計		3,127	3,147
資産合計		21,701	28,937

		第30期 (平成28年12月31日現在)	第31期 (平成29年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		86	119
未払金	2		
未払収益分配金		3	4
未払償還金		75	74
未払手数料		392	593
その他未払金		1,385	1,737
未払費用	2	1,141	1,245
未払消費税等		52	150
未払法人税等		263	438
前受金		-	79
前受収益		-	15
賞与引当金		1,884	1,886
役員賞与引当金		141	144
早期退職慰労引当金		37	9
流動負債計		5,465	6,500
固定負債			
退職給付引当金		60	55
資産除去債務		258	262
繰延税金負債		29	74
固定負債計		348	392
負債合計		5,813	6,892
純資産の部			
株主資本			
資本金		2,435	3,120
資本剰余金			
資本準備金		2,316	3,001
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,162	6,847
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		6,953	11,739
利益剰余金合計		7,290	12,076
株主資本合計		15,887	22,044
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		0	0
評価・換算差額等合計		0	0
純資産合計		15,887	22,044
負債・純資産合計		21,701	28,937

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

		第30期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	第31期 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		3,977	5,202
運用受託報酬	1	9,036	8,890
その他営業収益	1	10,533	12,257
営業収益計		23,546	26,350
営業費用			
支払手数料		1,296	1,830
広告宣伝費		237	208
調査費			
調査費		383	380
委託調査費	1	4,020	4,313
調査費計		4,404	4,693
委託計算費		114	86
営業雑経費			
通信費		53	50
印刷費		63	62
諸会費		31	32
営業雑経費計		148	145
営業費用計		6,201	6,964
一般管理費			
給料			
役員報酬		604	353
給料・手当		3,809	3,960
賞与		2,232	2,232
給料計		6,646	6,546
退職給付費用		256	287
福利厚生費		822	892
事務委託費	1	2,216	2,433
交際費		51	69
寄付金		2	2
旅費交通費		241	243
租税公課		142	231
不動産賃借料		732	735
水道光熱費		64	65
固定資産減価償却費		229	262
のれん償却額		56	56
資産除去債務利息費用		3	3
諸経費		414	363
一般管理費計		11,881	12,194
営業利益		5,463	7,191

	第30期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	第31期 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
営業外収益		
受取利息	3	0
有価証券売却益	-	0
為替差益	12	-
雑益	0	0
営業外収益計	16	1
営業外費用		
支払利息	0	-
有価証券売却損	0	-
為替差損	-	34
固定資産除却損	1	-
営業外費用計	1	34
経常利益	5,479	7,158
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	163	119
特別損失計	163	119
税引前当期純利益	5,315	7,039
法人税、住民税及び事業税	1,920	2,223
法人税等調整額	76	29
当期純利益	3,318	4,786

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
建物附属設備	1,191 百万円	1,346 百万円
器具備品	717 百万円	821 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
未収収益	484 百万円	508 百万円
未払金	1,361 百万円	1,713 百万円
未払費用	173 百万円	356 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

（損益計算書関係）

1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
その他営業収益	4,730 百万円	4,670 百万円
委託調査費	377 百万円	438 百万円
事務委託費	630 百万円	824 百万円
運用受託報酬	4 百万円	48 百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年9月8日 取締役会決議	普通株式	6,000	590,667	平成28年9月9日	平成28年9月9日

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	4,842	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項****（1）金融商品に対する取組方針**

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（平成28年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金・預金	12,415	12,415	-
(2) 未収委託者報酬	1,163	1,163	-
(3) 未収運用受託報酬	2,771	2,771	-
(4) 未収収益	1,192	1,192	-
(5) 長期差入保証金	972	969	3
資産計	18,516	18,512	3
(1) 未払手数料	392	392	-
(2) 未払費用	1,141	1,141	-
負債計	1,533	1,533	-

当事業年度（平成29年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金・預金	19,097	19,097	-
(2) 未収委託者報酬	1,585	1,585	-
(3) 未収運用受託報酬	2,642	2,642	-
(4) 未収収益	1,384	1,384	-
(5) 長期差入保証金	1,124	1,109	14
資産計	25,834	25,819	14
(1) 未払手数料	593	593	-
(2) 未払費用	1,245	1,245	-
負債計	1,838	1,838	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1)未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	12,415	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,163	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,771	-	-	-
(4) 未収収益	1,192	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	907	53	11
合計	17,543	907	53	11

当事業年度（平成29年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	19,097	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,585	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,642	-	-	-
(4) 未収収益	1,384	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	1,051	61	11
合計	24,709	1,051	61	11

（有価証券関係）

前事業年度（平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	3	3	0
合計		3	3	0

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,661
勤務費用	250
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	8
退職給付の支払額	168
退職給付債務の期末残高	1,745

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
年金資産の期首残高	2,304
期待運用収益	27
数理計算上の差異の発生額	56
事業主からの拠出額	274
退職給付の支払額	168
年金資産の期末残高	2,381

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,685
年金資産	2,381
	696
非積立型制度の退職給付債務	60
未積立退職給付債務	635
未認識数理計算上の差異	174
未認識過去勤務費用	20
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	441
退職給付引当金	60
前払年金費用	501
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	441

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
勤務費用	250
利息費用	11
期待運用収益	27
数理計算上の差異の費用処理額	39
過去勤務費用の処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用合計	188
特別退職金	163
合計	351

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式22%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
割引率	0.5%
長期期待運用収益率	0.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、68百万円 でありました。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び 確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の 確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、 から の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,745
勤務費用	268
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	20
退職給付の支払額	170
退職給付債務の期末残高	1,832

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
年金資産の期首残高	2,381
期待運用収益	19
数理計算上の差異の発生額	83
事業主からの拠出額	290
退職給付の支払額	153
年金資産の期末残高	2,621

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成29年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,776
年金資産	2,621
	845
非積立型制度の退職給付債務	55
未積立退職給付債務	789
未認識数理計算上の差異	242
未認識過去勤務費用	13
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	532
退職給付引当金	55
前払年金費用	588
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	532

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
勤務費用	268
利息費用	8
期待運用収益	19
数理計算上の差異の費用処理額	35
過去勤務費用の処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用合計	216
特別退職金	119
合計	335

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成29年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券72%、株式23%及びその他5%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数値計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
割引率	0.4%
長期期待運用収益率	0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、71百万円 でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	196	206
賞与引当金	581	537
資産除去債務	79	80
資産調整勘定	24	4
未払事業税	55	74
早期退職慰労引当金	11	2
退職給付引当金	18	17
有形固定資産	5	4
その他	9	44
繰延税金資産合計	983	973
繰延税金負債		
退職給付引当金	153	180
資産除去債務に対応する除去費用	13	6
繰延税金負債合計	167	186
繰延税金資産の純額	815	786

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	845	860
固定負債 - 繰延税金負債	29	74

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	33.1 %	30.9 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3	2.1
損金不算入ののれん償却額	0.3	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.8	0.2
所得拡大促進税制による税額控除	-	1.8
その他	0.0	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5 %	32.0 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
期首残高	254	258
時の経過による調整額	3	3
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	258	262

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年12月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	69	-	0	0
合計		69	-	0	0

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,977	9,036	10,533	23,546

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
12,127	9,200	2,218	23,546

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,735	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,815	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,202	8,890	12,257	26,350

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,186	10,831	2,332	26,350

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,719	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,512	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ ファイナンシャル・ マネジメント・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	13,889 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	4	未収収益	484
							受入手数料	4,730		
							委託調査費	377	未払費用	173
							事務委託費	630		
親会社	ブラックロック・ ジャパン・ホール ディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,361

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ ファイナンシャル・ マネジメント・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	14,286 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	48	未収収益	508
							受入手数料	4,670		
							委託調査費	438	未払費用	356
							事務委託費	824		
親会社	ブラックロック・ ジャパン・ホール ディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,645

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	2,815	未収収益	267
							委託調査費	40	未払費用	3
							事務委託費	0		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・イン ベストメント・マ ネジメント・エル エルシー	米国 デラウェア 州	87 百万 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	425	未収収益	35
							委託調査費	1,556	未払費用	135
							事務委託費	81		

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	3,512	未収収益	296
							委託調査費	77	未払費用	17
							事務委託費	10		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・イン ベストメント・マ ネジメント・エル エルシー	米国 デラウェア 州	213 百万 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	363	未収収益	28
							委託調査費	1,427	未払費用	129
							事務委託費	119	その他未払金	1

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (6) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	1,564,056 円 75 銭	1,469,634 円 10 銭
1株当たり当期純利益金額	326,685 円 49 銭	456,306 円 62 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益 (百万円)	3,318	4,786
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	3,318	4,786
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,158	10,490

独立監査人の監査報告書は、当事業年度（自 平成29年1月1日 至平成29年12月31日）を対象としております。

【中間財務諸表】**１．中間財務諸表の作成方法について**

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

中間会計期間末 (平成30年6月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2	20,117
立替金		0
前払費用		185
未収入金		14
未収委託者報酬		1,595
未収運用受託報酬		1,817
未収収益		1,400
為替予約		2
繰延税金資産		620
その他流動資産		11
流動資産計		25,766
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	1,142
器具備品	1	413
有形固定資産計		1,556
無形固定資産		
ソフトウェア		11
のれん		14
無形固定資産計		25
投資その他の資産		
投資有価証券		14
長期差入保証金		1,116
前払年金費用		637
長期前払費用		20
投資その他の資産計		1,788
固定資産計		3,369
資産合計		29,135

(単位：百万円)

中間会計期間末
(平成30年6月30日)

負債の部

流動負債

預り金	95
未払金	
未払収益分配金	4
未払償還金	74
未払手数料	564
その他未払金	707
未払費用	1,401
未払消費税等	135
未払法人税等	321
賞与引当金	966
役員賞与引当金	74
流動負債計	4,345

固定負債

退職給付引当金	59
資産除去債務	339
繰延税金負債	90
固定負債計	490

負債合計

4,835

純資産の部

株主資本

資本金	3,120
資本剰余金	
資本準備金	3,001
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,847
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	13,996
利益剰余金合計	14,333
株主資本合計	24,300

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0

純資産合計

24,300

負債・純資産合計

29,135

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,830
運用受託報酬	4,526
その他営業収益	6,435
営業収益計	13,791
営業費用	
支払手数料	964
広告宣伝費	51
調査費	
調査費	187
委託調査費	2,300
調査費計	2,488
委託計算費	41
営業雑経費	
通信費	30
印刷費	23
諸会費	13
営業雑経費計	66
営業費用計	3,613
一般管理費	
給料	
役員報酬	290
給料・手当	2,047
賞与	1,354
給料計	3,692
退職給付費用	140
福利厚生費	459
事務委託費	1,292
交際費	29
寄付金	1
旅費交通費	127
租税公課	134
不動産賃借料	384
水道光熱費	31
固定資産減価償却費	1 145
のれん償却額	1 28
資産除去債務利息費用	2
諸経費	227
一般管理費計	6,696
営業利益	3,481

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
営業外収益	
受取利息	0
雑益	0
営業外収益計	0
営業外費用	
為替差損	1
営業外費用計	1
経常利益	3,480
特別損失	
特別退職金	41
特別損失計	41
税引前中間純利益	3,439
法人税、住民税及び事業税	925
法人税等調整額	257
中間純利益	2,256

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
平成30年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044
中間事業年度中の変動額											
中間純利益						2,256	2,256	2,256			2,256
株主資本以外の項目の中間事業 年度中の変動額（純額）									0	0	0
中間事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	2,256	2,256	2,256	0	0	2,255
平成30年6月30日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	13,996	14,333	24,300	0	0	24,300

注 記 事 項

(重要な会計方針)

項 目	中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 3. 固定資産の減価償却方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価法を採用しております。 (1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

項 目	中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金の計上方法 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。 (3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (5) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間末 平成30年6月30日	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	1,428百万円
器具備品	880百万円
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	-
差引額	1,000百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	143百万円
無形固定資産	30百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	-	-	15,000
合計	15,000	-	-	15,000
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項				
該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項				
該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの				
該当事項はありません。				

(金融商品関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日	
1. 金融商品の状況に関する事項	
(1) 金融商品に対する取組方針	
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。 投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。 デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。	
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制	
営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。 営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。 営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。	

中間会計期間

自 平成30年1月 1日

至 平成30年6月30日

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額 (*)	時価(*)	差額
現金・預金	20,117	20,117	-
未収委託者報酬	1,595	1,595	-
未収運用受託報酬	1,817	1,817	-
未収収益	1,400	1,400	-
投資有価証券 その他有価証券	14	14	-
長期差入保証金	1,116	1,102	13
資産計	26,061	26,048	13
未払手数料	564	564	-
未払費用	1,401	1,401	-
負債計	1,965	1,965	-
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていない もの	2	2	-
デリバティブ計	2	2	-

（注）

金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、 未収委託者報酬、 未収運用受託報酬及び 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券

投資有価証券は、投資信託であり、決算日の基準価格によっております。

長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

但し、上記レートがマイナスとなる場合は、割引率はゼロを使用しております。

未払手数料、 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(有価証券関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日				
その他有価証券 (単位：百万円)				
	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	その他 投資信託	5	5	0
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	その他 投資信託	9	10	0
合計		14	15	0

(資産除去債務関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要	当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	262 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	75 百万円
時の経過による調整額	2 百万円
中間会計期間末残高	<u>339</u> 百万円

(セグメント情報等)

中間会計期間
自 平成30年1月 1日
至 平成30年6月30日

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

製品及びサービスに関する情報

(単位：百万円)

	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	2,830	4,526	6,435	13,791

地域に関する情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
6,833	5,379	1,578	13,791

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連する セグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	2,721	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	1,575	投資運用業

(デリバティブ取引関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日					
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引					
通貨関連			(単位：百万円)		
区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	236	-	2	2
合計		236	-	2	2
(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。					

(1株当たり情報)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日	
1株当たり純資産額	1,620,018円36銭
1株当たり中間純利益	150,423円25銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純利益	2,256百万円
1株当たり中間純利益の算定に	2,256百万円
用いられた普通株式に係る中間純利益	
期中平均株式数	15,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行ないました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行ないました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行ないました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行ないました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行ないました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行ないました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行ないました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行ないました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 : 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 324,279百万円（2018年3月末現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 10,000百万円（2018年3月末現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （2018年3月末現在）	事業の内容
いちよし証券株式会社 [*]	14,577	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業者を営んでおります。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	
株式会社 S B I 証券	48,323	
高木証券株式会社	11,069	
松井証券株式会社 [*]	11,945	
マネックス証券株式会社	12,200	
楽天証券株式会社	7,495	

^{*} いちよし証券株式会社および松井証券株式会社での取扱いは「Aコース（為替ヘッジなし）」のみとします。

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 : ブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク
- ・ 資本金の額 : 非公開
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社（受託者）として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算等、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、換金事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、当ファンドおよびマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行なっています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・キャピタル・マネジメント・インクの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

2017年12月15日	有価証券報告書、有価証券届出書
2018年5月25日	有価証券届出書の訂正届出書
2018年6月15日	半期報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成30年2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星	知	子	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	島	紀	子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月7日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）の平成29年9月21日から平成30年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック米国小型成長株式オープンAコース（為替ヘッジなし）の平成30年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年11月7日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）の平成29年9月21日から平成30年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック米国小型成長株式オープンBコース（為替ヘッジあり）の平成30年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年8月31日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中素子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島紀子
--------------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。